

欧州司法裁判所，Google社のアドワーズは商標権を侵害していないと判決

2010年3月24日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州司法裁判所（The Court of Justice of the European Union）は、3月23日、Google社が実施しているインターネット検索連動型の広告サービス「アドワーズ（AdWords）」は商標権を侵害しないとする判決を下した。一方で、アドワーズを利用して広告を出す者が、他社の商標に対応するキーワードを使用することはできない旨、判示した。

本件は、インターネット検索で用いられる商標について、商標権者の権利行使がどの程度まで認められるのかについて争われていたもの。

<経緯>

Google社は、インターネット検索において、ユーザーが入力した語句に対して最も対応するサイトを表示する通常の検索結果の他に、広告主が登録したキーワードによる検索結果をスポンサーリンクとして通常の検索結果の右側または上側に表示する「アドワーズ」という広告主への有料サービスを行っていた。

一方、ヴィトン社は、ユーザーがヴィトン社の商標を用いて検索すると、スポンサーリンクの欄にヴィトン社の模倣品を販売するサイトへのリンクが表示されることに2003年初頭に気付いた。Google社はアドワーズを利用する広告主に対して、ヴィトン社の商標に対応するキーワードのみならず、「imitation」や「copy」等の模倣品を意味する表現を組み合わせたキーワードを選択することも許容していたことから、ヴィトン社はフランスにおいてGoogle社の商標権侵害の訴えを起こした。

フランスの第一審および第二審はGoogle社の商標権侵害を認めたが、Google社はこれを不服として破毀院（最高裁判所）に上告した。破毀院は、同様にGoogle社の商標権侵害を争う2件のケースと共に、事前手続きとして商標ハーモ指令（89/104/EEC）、商標理事会規則（40/94）および電子商取引指令（2000/31/EC）の法解釈についての質問を欧州司法裁判所に付託していた。

<欧州司法裁判所の判断>

本判決の結論は以下のとおり。

1. 商標ハーモ指令（89/104/EEC）の第5条(1)(a)および共同体商標に関する商標理事会規則（40/94）の第9条(1)(a)は、当該広告につき、そこで参照された商品又は役務が商標権者またはそれに経済的に関連する事業に由来するのか、それとも反対に、第三者に由来するのかを、平均的なインターネットユーザーが確認できない場合、または確認することに困難がともなう場合において、広告主が商標権者の同意なくインターネット参照サービスに関連して選択したその商標と同一のキーワードに基づいて、商標登録された商品又は役務

と同一の商品又は役務を広告主が広告することを阻止する権利を商標権者が有するということを意味するものとして解されなければならない。

2. キーワードとして商標と同一の標識を蓄積し、そのキーワードに基づいて広告の表示を編成するインターネット参照サービスのプロバイダーは、商標ハーモ指令の第5条(1)および(2)または商標理事会規則の第9条(1)の意味における標識の使用はしていない。

3. 電子商取引指令(2000/31/EC)の第14条は、インターネット参照サービスのプロバイダーが蓄積データに関する知識や管理について積極的な役割を果たしていない場合に適用されるものと解されなければならない。もしそのような役割を果たしていないのであれば、データや広告主の活動の違法性に関する知識を得たとき迅速にそのデータの除去またはデータへのアクセスを無効にすることを怠った場合を除き、当該プロバイダーが広告主の要求に応じて蓄積したデータについて責任を問われることはない。

<参考：関連条文の仮訳>

商標ハーモ指令(89/104/EEC)

第5条 商標により与えられる権利

(1) 登録された商標は、その所有者にその商標についての排他的権利を与える。所有者は、自己の同意を得ないで全ての第三者が次に掲げる標識を取引上を使用することを阻止する権利を有する。

(a) 商標が登録されている商品又は役務と同一の商品又は役務について商標と同一の標識

(b) 商標と当該標識との同一性又は類似性並びに商標及びその標識に包含される商品又は役務の同一性又は類似性のために、公衆の側に混同を生じるおそれがある場合は、その標識。この場合の混同のおそれには、その標識と商標との間に関連のおそれがあるときを含む。

(2) いかなる加盟国も、商標がその加盟国において名声を得ている場合であって、当該標識の正当な理由のない使用が商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するときは、商標が登録されている商品又は役務と類似しない商品又は役務に関する商標と同一又は類似の標識を全ての第三者が所有者の同意を得ないで取引上を使用することを阻止する権利を所有者が有することを定めてもよい。

(3)以降、省略

商標理事会規則(40/94)

第9条 共同体商標により与えられる権利

(1) 共同体商標は、その所有者にその商標についての排他的権利を与える。所有者は、自己の同意を得ないで全ての第三者が次に掲げる標識を取引上を使用することを阻止する権利を有する。

- (a) 共同体商標が登録されている商品又は役務と同一の商品又は役務について共同体商標と同一の標識
 - (b) 共同体商標と当該標識との同一性又は類似性並びに共同体商標及びその標識に包含される商品又は役務の同一性又は類似性のために、公衆の側に混同を生じるおそれがある場合は、その標識。この場合の混同のおそれには、その標識と商標との間に関連のおそれがあるときを含む。
 - (c) 共同体商標が共同体において名声を得ている場合であって、当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害するときは、共同体商標が登録されている商品又は役務と類似しない商品又は役務に関する共同体商標と同一又は類似の標識
- (2)以降、省略

電子商取引指令 (2000/31/EC)

第 14 条 ホストの提供

1. 情報社会役務が役務の受領者から提供される情報の蓄積で構成される場合、加盟国は、次に掲げる条件において、役務の受領者の要求に応じて蓄積された情報に対して役務の提供者が法的責任を負わないことを保証しなければならない。
 - (a) 提供者が違法な行為または情報について実際の知識を有さず、損害賠償請求に関して当該違法な行為や情報が明らかであるとされる事実や状況を認識していない場合、または
 - (b) 提供者が、そのような知識や認識を得て、その情報を除去または接続を無効にするために迅速に行動する場合。
2. 役務の受領者が提供者の権限または管理のもとにあるときは、第 1 項は適用されない。
3. 省略

— 欧州司法裁判所によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://curia.europa.eu/jcms/upload/docs/application/pdf/2010-03/cp100032en.pdf>

— 判決文は、以下参照 —

<http://curia.europa.eu/jurisp/cgi-bin/form.pl?lang=EN&Submit=rechercher&numaff=C-236/08>

(以上)